

いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」 指定特定・障害児相談支援利用契約書

いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」利用者（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人 いわき学園（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う指定特定相談支援（サービス等利用計画の作成）・指定障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害（児）者の相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して障害者総合支援法及び児童福祉法令に基づき、指定特定・指定障害児相談支援サービスを適切に提供することを定めます。

第2条（契約期間）

1 本契約の有効期間は、下記のとおりとする。

契約期間：契約締結の日から契約者のサービス等利用計画・障害児支援利用計画作成費の支給期間の終期まで。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書等による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（相談支援専門員）

事業者は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める相談支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者とその氏名を文書で通知します。

第4条（サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成）

事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

1 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者および家族に面接して、利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下

「アセスメント」といいます。)します。

- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成にあたっては、当該地域における障害福祉サービス事業者等や障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者(以下「利用者等」といいます。)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」といいます。)が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 4 相談支援専門員は、提供されるサービスの目標、その達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意点を盛り込んだサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。
- 5 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、自立支援給付の対象となるか否かを区分した上で、サービス等利用計画案及び障害児支援計画案等の内容について利用者及びその家族に説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。
- 6 相談支援専門員は、給付決定が行われた後に、関係機関との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催により、当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。
- 7 その他、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する必要な支援を行います。

第5条 (サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜供与)

事業者は、サービス等利用計画および障害児支援利用計画の作成後において次の各号に定める指定継続サービス利用支援及び指定継続障害児支援利用を提供するものとします。

- 1 相談支援専門員は、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成後の

実施状況の把握、利用者についての継続的な評価(以下「モニタリング」といいます。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。それとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨および必要な援助を行います。

- 2 相談支援専門員は、モニタリングにあたっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

第6条 (サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更)

利用者が、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更を希望した場合、又は事業者が、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更します。

第7条 (施設入所への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入所を希望する場合には、障害(児)者入所施設等の紹介その他の便宜の提供を行うものとします。但し、障害児の入所サービスについては、大阪市こども相談センターが判断を行います。

第8条 (利用者負担額及び実費負担額)

- 1 事業者は、提供する相談支援サービスに関する料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、事業者がサービス利用に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を事業者に対し、支払うものとします。
- 2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けていていけいけ相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第9条 (障害福祉サービス支給申請による援助)

- 1 事業者は、利用者が障害程度区分認定等の更新申請及び、状態の変化に伴う

くぶんへんこう しんせい えんかつ おこな りようしゃ えんじよ
区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、障害福祉サービス支給申請を利用者に代わって行います。

だい10じょう さーびす ていきょう きろく 第10条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、相談支援の提供に関する記録を作成する事とし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第11条1項から3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近のサービス等利用計画・障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

だい11じょう けいやく しゅうりよう 第11条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定相談支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や相談支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 利用者のサービス等利用計画作成費・障害児支援利用計画作成費が取り消された場合、この契約は自動的に終了します。

だい12じょう じぎようしゃ ぐたいてきぎむ 第12条 (事業者の具体的義務)

- 1 安全配慮義務：事業者は、指定障害(児)者相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 説明義務：事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

だい13じょう ひみつほじ
第13条 (秘密保持)

- 1 事業者の従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

だい14じょう じこ ばいしょうせきにん
第14条 (事故と賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

だい15じょう みぶんしょうけいたいぎむ
第15条 (身分証携帯義務)

相談支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

だい16じょう そうだん くじょうたいおう
第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した相談支援又は障害福祉サービス計画に位置づけた福祉サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

だい17じょう ほんけいやく さだ じこう
第17条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者とは事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令・児童福祉法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

じょうき けいやく しょう
上記の契約を証するため、
ほんしょ 2 つう さくせい
本書2通を作成し、
りようしゃ じぎょうしゃ きめいなついん うえ
利用者、事業者が記名捺印の上、
かく 1 つう ほゆう
各1通を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしゃめい
事業者名
しゃかいふくしほうじん がくえん
社会福祉法人 いわき学園
いわき いくのがくえん 生野学園
しょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ びーたーぱん
障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」

じぎょうしゃじゅうしょ
事業者住所
だいひょうしゃしめい
代表者氏名
おおさかしいくのくしょうじ
大阪市生野区小路3-18-7
えんちょう しいほら まさのり
園長 椎原 正法
いん
印

りようしゃじゅうしょ
利用者住所
し めい
氏 名
いん
印

※後見人を選定されている方は必ず後見人の方がご記入ください【代理人、後見人のどちらかにチェックをお願いします】

りようしゃ だいにん こうけんじん
利用者の 代理人 後見人
じゅう しょ
住 所

し めい いん
氏 名 印

ぞく がら
続 柄